別 添

島住公第２０６２号
令和７年１１月２６日

島根県知事　丸山達也　様

島根県住宅供給公社
理事長　糸賀克巳

地方住宅供給公社法第４１条に基づく業務改善命令について（報告）

令和７年１０月３０日付け建第１０２２号で通知のあったこのことについて、別紙のとおり報告します。

今後は、消防法等関係法令を遵守し、管理を受託している公営住宅の入居者の安全確保に努めます。

別 紙

1　本件事案に至った原因

⑴ 非特定用途防火対象物の消防計画において、「消火、通報及び避難の訓練（以下「消防訓練」という。）を定期的に実施する」としているが、このことに対する組織としての認識及び各職員の認識が欠如していた。

⑵ 公社として、消防訓練の具体的な実施頻度を定めていなかった。

⑶ 消防訓練の実施については住宅管理事務所に一任しており、住宅管理統括本部において一元的、主体的に実施状況を把握するシステムを構築していなかった。

⑷ 住宅管理事務所の事務分掌表に消防訓練について記載しておらず、各職員が消防訓練の実施を自らの業務として十分認識していなかった。

2　再発防止に向けた業務体制の改善及び具体的な改善内容

⑴ 住宅管理事務所において所長を「消防訓練管理責任者」に、担当職員を「消防訓練実施責任者」に、また、住宅管理統括本部長を「消防訓練管理統括官」に任命し、責任をもって業務にあたらせる。

⑵ すべての担当職員に防火管理者講習の受講を義務付ける。（防火管理者である住宅管理事務所長は受講済み）

⑶ 住宅管理事務所から消防訓練の実施予定、実施結果を毎月住宅管理統括本部へ報告させ、本部において一元的に進捗管理を行うなど消防訓練の管理体制を整備する。また、管轄する消防長（消防署）から消防訓練に実施について指導等があった場合には、住宅管理事務所からその状況や対応等を速やかに本部へ報告させる。

⑷ 住宅管理契約の委託者（県、市町）へ消防訓練の実施状況を定期的に報告する。

⑸ 住宅管理事務所の事務分掌表に「対象建築物における消防訓練の実施」を明記する。

⑹ 職員の人事異動の際に、管内の対象建築物における消防訓練の実施について確実に事務引継を行う。

3　今後の消防訓練実施予定

⑴ 非特定用途防火対象物の消防訓練を年１回実施する。（特定用途防火対象物は年２回実施）

⑵ 今年度中に消防訓練未実施の対象建築物において訓練を実施する。